

陳 情 書

2022（令和4）年度修学旅行費等の補助金の増額について

東京都中学校長会修学旅行対策委員会
神奈川県公立中学校長会修学旅行委員会
関東地区公立中学校修学旅行委員会
東海三県中学校修学旅行委員会
近畿地区公立中学校修学旅行委員会
あおぞら号近畿地区運営協議会
公益財団法人日本修学旅行協会
公益財団法人全国修学旅行研究協会

陳 情 書

2021（令和3）年8月18日

財務大臣 麻生 太郎 様

陳 情 者

東京都中学校長会修学旅行対策委員会
委員長（葛飾区立奥戸中学校校長）
光 山 真 人

神奈川県公立中学校長会修学旅行委員会
委員長（横浜市立樽町中学校校長）
八 木 範 夫

関東地区公立中学校修学旅行委員会
会 長 飯 塚 敏 雄

東海三県中学校修学旅行委員会
会 長 鵜 飼 洋 一

近畿地区公立中学校修学旅行委員会
会 長 関 川 圭 造

あおぞら号近畿地区運営協議会
会 長 上 山 敏 弘

公益財団法人日本修学旅行協会
理 事 長 竹 内 秀 一

公益財団法人全国修学旅行研究協会
理 事 長 岩 瀬 正 司

2022（令和4）年度修学旅行費等の補助金の増額についてのお願い

貴職におかれましては、日々ますますご清祥のこととご拝察いたします。

さて、「生きる力をはぐくむ」という共通理念の下に、各学校では児童生徒全員参加を基本とし、計画・実施されております修学旅行は、児童生徒の望ましい人間形成に重要な役割を果たしています。

しかしながら、昨今の急激な社会変化の中で経済的な格差の広がりもあり、児童生徒の中には経済的な理由から修学旅行や校外学習の参加に困難をきたしている状況も見られます。また、近年頻発している大規模な自然災害や新型コロナウイルス感染症拡大は、多方面にわたる深刻な影響も生じています。

つきましては、次代を担う児童生徒の健全育成や教育の機会均等の面からも、修学旅行を始めとする様々な校外学習に児童生徒全員が安心して参加できますよう、別掲の通り補助金の増額について、貴職の特段のご理解とご高配を賜りますよう、お願い申し上げます。

陳 情 書

2021（令和3）年8月18日

文部科学大臣 萩生田 光一 様

陳 情 者

東京都中学校長会修学旅行対策委員会
委員長（葛飾区立奥戸中学校校長）
光 山 真 人

神奈川県公立中学校長会修学旅行委員会
委員長（横浜市立樽町中学校校長）
八 木 範 夫

関東地区公立中学校修学旅行委員会
会 長 飯 塚 敏 雄

東海三県中学校修学旅行委員会
会 長 鵜 飼 洋 一

近畿地区公立中学校修学旅行委員会
会 長 関 川 圭 造

あおぞら号近畿地区運営協議会
会 長 上 山 敏 弘

公益財団法人日本修学旅行協会
理 事 長 竹 内 秀 一

公益財団法人全国修学旅行研究協会
理 事 長 岩 瀬 正 司

2022（令和4）年度修学旅行費等の補助金の増額についてのお願い

貴職におかれましては、日々ますますご清祥のこととご拝察いたします。

さて、「生きる力をはぐくむ」という共通理念の下に、各学校では児童生徒全員参加を基本とし、計画・実施されております修学旅行は、児童生徒の望ましい人間形成に重要な役割を果たしています。

しかしながら、昨今の急激な社会変化の中で経済的な格差の広がりもあり、児童生徒の中には経済的な理由から修学旅行や校外学習の参加に困難をきたしている状況も見られます。また、近年頻発している大規模な自然災害や新型コロナウイルス感染症拡大は、多方面にわたる深刻な影響も生じています。

つきましては、次代を担う児童生徒の健全育成や教育の機会均等の面からも、修学旅行を始めとする様々な校外学習に児童生徒全員が安心して参加できますよう、別掲の通り補助金の増額について、貴職の特段のご理解とご高配を賜りますよう、お願い申し上げます。

2022（令和4）年度 修学旅行費等の補助金の要望額

要保護家庭の児童生徒ならびにへき地校に在学する児童生徒に対する補助金を下記のとおりお願い致します。

(単位：円)

行事種別	学校種別		要望額	増額
修学旅行	中学校		65,000	4,090
	小学校		30,000	7,310
校外活動	中学校	宿泊を伴う場合	10,000	3,900
		宿泊を伴わない場合	5,000	2,730
	小学校	宿泊を伴う場合	10,000	6,380
		宿泊を伴わない場合	5,000	3,430

修学旅行費等国庫補助金増額陳情の経緯

戦後、6・3制の新学制（昭和22年）のもと、新たなる学校教育制度の確立と充実へ向けての多くの施策と努力がなされた。

その中で修学旅行の充実を目指し、修学旅行費等国庫補助金増額に向けた陳情活動の概要は以下のような経緯を歩み、今日に至っている。

昭和31年3月

「就学困難な児童及び生徒のための教科用図書の給与に対する国の補助に対する法律」公布。これにより、「就学困難な児童及び生徒に関わる就学奨励についての国の補助に関する法律」に基づき、要保護、準要保護家庭児童生徒修学旅行費補助金の支給が制度化された。

昭和33年10月

学校教育法施行規則の一部改正により告示された学習指導要領に「遠足・修学旅行」として、初めて修学旅行が教育課程に位置付けられた。1つの領域「学校行事等」の中で「学校が計画し、実施する教育活動」として修学旅行が重要な教育活動として認識され、全員参加のための条件整備への動きが活発になった。

昭和34年2月

財団法人（当時）全国修学旅行研究協会は、大蔵省査定減額に対して、修学旅行費補助金増額を各方面に陳情した。以後、毎年、文部省・大蔵省（現財務省）に対して修学旅行費補助金増額の陳情を継続してきた。

昭和34年3月

「就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律の一部を改正する法律」（法律第44号）が公布され、これにより、要保護、準要保護家庭児童生徒の修学旅行費に対し、補助率1/2の国庫補助が開始された。

同年4月

文部省通達（文初中第206号）「修学旅行、遠足の実施について」の中で「修学旅行、遠足の教育課程での位置付けの明確化に伴い、教育的意義の十分なる発揮のため、適性かつ安全な実施、指導の徹底ならびに国庫補助の開始に伴い、対象者の全員参加への配慮を重点とする」ことが示された。

昭和36年

小6、中3の枠を外し、「児童もしくは生徒の修学旅行」と改正された。当時、東北地区では中学2年生での修学旅行が実施されていた。

昭和 4 4 年

修学旅行費補助金が大幅に増額され、新たに校外学習費補助金の枠が設定された。この年、学習指導要領が改訂され、各教科、道徳、特別活動の 3 領域となる。修学旅行は特別活動の「修学旅行的行事」として位置づけられ、遠足・修学旅行・集団宿泊を含むとなった。

昭和 4 7 年

関東・東海・近畿三地区公立中学校修学旅行連絡協議会結成。

昭和 4 8 年

修学旅行費補助金の枠を拡大し、高度へき地校（3 級～5 級）へも補助金が交付される。

昭和 5 0 年 8 月

海保四郎 関東・東海・近畿三地区公立中学校修学旅行連絡協議会長
 （関東地区公立中学校修学旅行委員会会長・千葉県茂原市立茂原中学校長）
 山本種一 財団法人 全国修学旅行研究協会理事長
 の連名で修学旅行費補助金増額陳情を行う。

昭和 6 0 年

関東・東海・近畿三地区公立中学校修学旅行連合委員会と改称。

以後、小・中の修学旅行補助金決定額は、年々増額されてきたが、平成 1 2 年度は初めて前年度よりマイナスになった。

平成 1 3 年度、平成 1 4 年度

平成 1 3 年度、修学旅行補助金額は小・中とも過去最高額（小 2 0, 6 0 0 円、中 5 5, 9 0 0 円）であり、1 4 年度、1 5 年度も同額であった。

平成 1 6 年度

平成 1 7 年度より、政府の三位一体政策により国から県または区市町村に権限委譲および財政移譲に伴い、準要保護家庭児童生徒についての陳情ができなくなった。この年度より、要保護家庭児童生徒と高度へき地校の陳情となった。

平成 1 7 年度

平成 1 3 年度より、修学旅行補助金額は小・中とも据え置かれているが、不況の影響もあり要保護家庭、準要保護家庭の急激な増加があった。（対象人数の増 小・1 7 年度 1 2, 8 9 2 人 → 1 8 年度 1 3, 0 6 4 人、中・1 7 年度 1 2, 2 6 6 人 → 1 8 年度 1 2, 5 1 8 人）

平成18年度

平成13年度よりこの年度にいたるまで据え置かれている状態が続いている。また、対象人数も昨年度に引き続いて増加した。(小・18年度 13,064人 → 19年度 14,762人、中・18年度 12,518人→19年度 14,057人)

平成19年度

平成12年度～19年度まで据え置かれていたが、9年ぶりに中学校の修学旅行に関して200円の減額となった。対象人数に関しては、中学校が大幅に増えた分、全体としても増加傾向が続いている。(小・19年度 14,762人→20年度 13,884人、中・19年度 14,057人→20年度 16,678人)

平成20年度

前年度中学校の修学旅行費が減額となり、この年度は前年のまま据え置きとなる。対象人数に関しては、不況の影響もあり全体としては増加傾向が続いている。(小・20年度 13,884人→21年度 13,554人、中・19年度 16,678人 → 20年度 17,380人)

平成21年度

前々年減額されたが、この年度はそのまま中学校の修学旅行費は据え置かれた。

新型インフルエンザの影響で中止・延期の学校が相次ぐ中、修学旅行の教育的意義がクローズアップされ、全国的な関心が高まり、経済的な理由による不参加生徒の報告も上がっている。対象生徒数の増加傾向も続いている。

平成22年度

調査によれば修学旅行費では、5万円から6万円が37%で最も多く、6万を超える学校は44.4%となった。不参加生徒では、不登校によるものが最も多く、次いで病休、経済的理由となっている。割合からすれば少ないが経済的な理由から参加できなかった生徒が271人(関東5県)もいることは、重要である。

平成23年度

関東地区公立中学校修学旅行委員会の調査によると、茨城・栃木・群馬・埼玉・千葉県の中学校1,260校の生徒一人当たりの修学旅行費の平均は、57,855円であった。茨城・栃木・群馬県の北関東3県の平均は、64,584円であった。国の補助金予算額を一人当たりに換算した平均55,700円とは開きがある。

平成 24 年度

東日本大震災の影響により、延期・方面変更を余儀なくされた学校も多い。

震災により壊滅的な被害を受けた学校、敷地・校舎の大部分が避難所となった学校も多い。肉親や友達を亡くした児童生徒も多い中、心のケアが大切になってきている。全ての児童生徒が修学旅行に参加できるような財政的な支援は急務である。

平成 25 年度

東日本大震災により、被災した児童・生徒への特段の配慮について要請する。

平成 26 年度

前年度も、被災した児童・生徒への特段の配慮があったことを文部科学省担当官から説明を受けた。

平成 26 年度から消費税の増税が決まり、修学旅行費用も現行の額より約 3% の増額となった。今後、バス使用料の大幅値上げによる、更なる修学旅行費用増が考えられる。実情に即した国庫補助金の増額が重要である。

平成 27 年度

平成 26 年 1 月 14 日に、消費増税分を反映した、57,290 円の回答が出された。関東地区、東海地区、近畿地区公立中学校修学旅行委員会（三地区）の修学旅行費の平均額は 58,478 円（25 年度）で、国の補助金額予算額とは、まだ開きがある。また、関東 5 県中 3 県が 6 万円を超えていることを考慮すると、今後も丁寧に資料等を示しながら陳情していく必要がある。

平成 28 年度

平成 27 年 12 月 25 日付、文部科学省初等中等教育局児童生徒課より、平成 28 年度要保護児童生徒援助費補助金予算額の内示があり、現在の金額より 300 円高い、57,590 円の回答が出された。今年度は初めて、従来の関東地区、東海地区、近畿地区公立中学校修学旅行委員会（三地区）等に加えて、東京都と神奈川県は修学旅行委員会も陳情に参加した。併せて、小学校の修学旅行費、小・中の校外活動費も 20 円～300 円の幅で増額となった。これまでの地道な取組と東京都と神奈川県が参加したことも成果につながった一因と考えられる。

しかしながら、国の補助金額予算額（57,590 円）は、まだ実態とは大きな差があり、今後も 60,000 円の要求額を提示しながら、陳情していく必要がある。

平成 29 年度

当年度の申請から、関東地区、東海地区、近畿地区公立中学校修学旅行委員会（三地区）、東京都と神奈川県は修学旅行委員会に加え、公益財団法人日本修学旅行協会も陳情に参加した。今年度も 60,000 円の要求額を提示したが、国の回答は現状（57,590 円）の据え置きであった。実態とは大きな差があり、今後も陳情を継続していく必要がある。

平成30年度

平成28年度の公庫補助から、小学校の修学旅行費、小・中の校外活動費も20円～300円の幅で増額となったが、まだ国の補助金額予算額（57,590円）は、実態とは大きな差がある。今年度も各種のデータを丁寧に示しながら、60,000円の要求額を、陳情したが、文科省では、財務省に対して60,700円の要求額を提示した。しかしながら、国の回答は現状（57,590円）の据え置きであった。

平成31（令和元）年度

昨年、文科省が、財務省に対して60,700円の要求額を提示したことは、これまでのアンケート調査とエビデンスとしてのデータを勘案した意義あることであった。今年も、まだ国の補助金額予算額（57,590円）は、修学旅行経費の実態とは大きな差があること、経済的な理由で不参加の生徒が依然として多いこと等を踏まえ、各種データを丁寧に示しながら陳情した結果、小学校は現状（21,490円）から180円上がり、21,670円、中学校は現状（57,590円）から2,710円上がり、60,300円となった。近年としては、比較的大幅な引き上げとなったが、地道な調査とエビデンスの積み上げの結果であるので、今後も更に現実の実態に近づけるよう努力を重ねていく必要がある。

令和2年度

一昨年の陳情の結果、小学校は21,490円から21,670円（180円増）、中学校は57,590円から、60,300円（2,710円増）の増額となった。これまでの地道な調査とエビデンスの積み上げについて、財務省と文科省の一定の理解を得られた結果であると考えられる。

しかしながら、修学旅行経費の実態とはまだ差があること、経済的な理由で不参加の生徒が依然として多いこと等を踏まえ、今年度も前年度分の調査結果やここ数年の推移等も丁寧に説明しながら、小学校は現状の21,670円から3,330円増の25,000円、中学校は現状の60,300円から1,700円増の62,000円、を陳情した。結果的には、消費税増税の分を勘案した、小学校は21,670円から21,890円（220円増）、中学校は60,300円から、60,910円（610円増）の増額となった。

令和3年度

昨年の陳情の結果、消費税増税分を考慮した、小学校が21,890円（220円増）、中学校は60,910円（610円増）となった。ここ数年、財務省と文科省の一定の理解を得られていることは大きな成果と言える。また、今回のコロナウイルス感染拡大の中で、修学旅行を安全に確実に実施していくことの教育的価値と意義、それを支える経費の問題は極めて重要であると言わざるをえない。そこで、今年度はこれまでの調査結果や経年変化とともに、感染症や災害等のことも勘案した経費ということで、小学校は現状の21,890円から8,110円増の30,000円、中学校は現状の60,910円から4,090円増の65,000円、を陳情した。結果的として、小学校が21,890円から22,690円（800円増）、中学校は60,910円の現状維持となった。

令和4年度（陳情中）

昨年の陳情の結果、小学校が22,690円（800円増）、中学校は60,910円の現状維持となった。ここ数年、財務省と文科省、東京都・神奈川県・関東地区公立中学校修学旅行委員会（茨城県・栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県）の代表校長先生方との率直な意見交換の場と、それによる児童生徒の修学旅行等に係る事情について理解を深めることが出来ていることは大きな成果と言える。また、昨年3月からのコロナウイルス感染拡大は日常生活だけでなく、学校教育や修学旅行にも深刻な打撃を与えていると同時に、修学旅行を安全に確実に実施していくことの教育的価値と意義を改めて確認する機会ともなった。また、それを支える経費やキャンセル料の公的補助の問題は極めて重要であると言わざるをえない。そこで、今年度はこれまでの調査結果や経年変化を基本として、感染症や災害等のことも勘案した経費ということで、小学校は現状の22,690円から7,310円増の30,000円、中学校は現状の60,910円から4,090円増の65,000円、を陳情する。更に、話し合いの場では、昨年同様、補助金の増額だけではなく、コロナ禍で学校が抱えてる修学旅行に係るキャンセル料等の経費の問題やその他の課題についても、話し合いと理解を深めるため誠実に進めていく。今後も、的確な現状把握と現状格差を埋めてく努力を重ねていく必要があると考える。

過去の修学旅行費等の補助金の要望額と決定額

①修学旅行費の国庫補助金額

(単位：円)

陳情年度	校 種	要 望 額	決 定 額
平成 20 年度	小学校	20,800	20,600
	中学校	56,100	55,700
平成 21 年度	小学校	20,800	20,600
	中学校	56,100	55,700
平成 22 年度	小学校	20,800	20,600
	中学校	56,100	55,700
平成 23 年度	小学校	20,800	20,600
	中学校	55,900	55,700
平成 24 年度	小学校	20,800	20,600
	中学校	55,900	55,700
平成 25 年度	小学校	20,800	20,600
	中学校	55,900	55,700
平成 26 年度	小学校	20,800	21,190
	中学校	55,900	57,290
平成 27 年度	小学校	21,400	21,190
	中学校	57,500	57,290
平成 28 年度	小学校	25,000	21,490
	中学校	60,000	57,590
平成 29 年度	小学校	25,000	21,490
	中学校	60,000	57,590
平成 30 年度	小学校	25,000	21,490
	中学校	60,000	57,590
令和元年度 (平成 31 年度)	小学校	25,000	21,670
	中学校	61,000	60,300
令和 2 年度	小学校	25,000	21,890
	中学校	62,000	60,910
令和 3 年度	小学校	30,000	22,610
	中学校	65,000	60,910
令和 4 年度	小学校	30,000	
	中学校	65,000	

②校外学習費の国庫補助金額

(単位：円)

陳情年度	校 種	種 別	要 望 額	決 定 額
平成 20 年度	小学校	宿泊を伴わない場合	1,610	1,510
		宿泊を伴う場合	3,570	3,470
	中学校	宿泊を伴わない場合	2,280	2,180
		宿泊を伴う場合	5,940	5,840
平成 21 年度	小学校	宿泊を伴わない場合	1,610	1,510
		宿泊を伴う場合	3,570	3,470
	中学校	宿泊を伴わない場合	2,280	2,180
		宿泊を伴う場合	5,940	5,840
平成 22 年度	小学校	宿泊を伴わない場合	1,610	1,510
		宿泊を伴う場合	3,570	3,470
	中学校	宿泊を伴わない場合	2,280	2,180
		宿泊を伴う場合	5,940	5,840
平成 23 年度	小学校	宿泊を伴わない場合	1,610	1,510
		宿泊を伴う場合	3,570	3,470
	中学校	宿泊を伴わない場合	2,280	2,180
		宿泊を伴う場合	5,940	5,840
平成 24 年度	小学校	宿泊を伴わない場合	1,610	1,510
		宿泊を伴う場合	3,570	3,470
	中学校	宿泊を伴わない場合	2,280	2,180
		宿泊を伴う場合	5,940	5,840
平成 25 年度	小学校	宿泊を伴わない場合	1,610	1,510
		宿泊を伴う場合	3,570	3,470
	中学校	宿泊を伴わない場合	2,280	2,180
		宿泊を伴う場合	5,940	5,840
平成 26 年度	小学校	宿泊を伴わない場合	1,610	1,550
		宿泊を伴う場合	3,570	3,570
	中学校	宿泊を伴わない場合	2,280	2,240
		宿泊を伴う場合	5,940	6,010
平成 27 年度	小学校	宿泊を伴わない場合	1,600	1,550
		宿泊を伴う場合	3,600	3,570
	中学校	宿泊を伴わない場合	2,280	2,240
		宿泊を伴う場合	6,100	6,010
平成 28 年度	小学校	宿泊を伴わない場合	3,000	1,570
		宿泊を伴う場合	7,000	3,620
	中学校	宿泊を伴わない場合	3,000	2,270
		宿泊を伴う場合	7,000	6,100

(単位：円)

陳情年度	校 種	種 別	要 望 額	決 定 額
平成 29 年度	小学校	宿泊を伴わない場合	3,000	1,570
		宿泊を伴う場合	7,000	3,620
	中学校	宿泊を伴わない場合	3,000	2,270
		宿泊を伴う場合	7,000	6,100
平成 30 年度	小学校	宿泊を伴わない場合	3,000	1,570
		宿泊を伴う場合	7,000	3,620
	中学校	宿泊を伴わない場合	3,000	2,270
		宿泊を伴う場合	7,000	6,100
令和元年度 (平成 31 年度)	小学校	宿泊を伴わない場合	3,000	1,570
		宿泊を伴う場合	7,000	3,620
	中学校	宿泊を伴わない場合	3,000	2,270
		宿泊を伴う場合	7,000	6,100
令和 2 年度	小学校	宿泊を伴わない場合	3,000	1,570
		宿泊を伴う場合	7,000	3,620
	中学校	宿泊を伴わない場合	3,000	2,270
		宿泊を伴う場合	7,000	6,100
令和 3 年度	小学校	宿泊を伴わない場合	5,000	2,270
		宿泊を伴う場合	10,000	6,100
	中学校	宿泊を伴わない場合	5,000	2,270
		宿泊を伴う場合	10,000	6,100
令和 4 年度	小学校	宿泊を伴わない場合	5,000	
		宿泊を伴う場合	10,000	
	中学校	宿泊を伴わない場合	5,000	
		宿泊を伴う場合	10,000	

